

## 農林害虫防除研究会 会費規程

令和7年9月4日

### (目的)

第1条 この規程は、会則第7条の規定に基づき、入会金及び会費の額並びにこれらの納入方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会金の額)

第2条 入会金の額は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 0円 (2) 賛助会員 0円

### (会費の額)

第3条 会費の年額は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 2,000円 (2) 賛助会員 20,000円 (3) 名誉会員 0円

### (納入義務の発生日)

第4条 会費の納入義務の発生日は、毎年4月1日とする。

### (納入期限)

第5条 会費の納入期限は、毎年5月末日とする。

- 2 年度途中で入会した会員の会費納入期限は、入会申込書が研究会事務局に受理され、研究会事務局から会費納入の通知が届いてから1か月以内とする。

### (納入の方法等)

第6条 会費は、研究会が指定する金融機関の口座への振込みにより納入する。なお、振込みにかかる手数料は、納入者の負担とする。

- 2 会費は、複数年度分を一括して納入できるものとする。  
なお、複数年度分を一括して納入する場合で、複数年度の途中で会費が増額となる場合は、その差額を納入するものとする。会費が減額となる場合は、その差額は次の年度に繰り越すものとする。
- 3 納入された会費は、会員の都合で退会した場合は返金しない。

### (規程の変更)

第7条 本規程の変更は総会の議決による。

### (付則)

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、令和7年9月4日から施行する。